

成人の健康づくり・予防接種など



健康診査



定期的に健診を受け、健康管理をしましょう。詳細は、広報誌か個人通知で

事業名	対象者	問い合わせ先
各種検診	肺がん・結核、大腸がん	40歳以上
	胃がん	40歳以上(胃内視鏡検査は50歳以上隔年)
	子宮頸がん	20歳以上の女性(隔年。40~59歳は毎年)
	乳がん	40歳以上の女性(隔年)
	前立腺がん	50歳以上の男性(3年に1回)
	肝炎ウイルス	40歳以降5歳刻み
ヤング健診(予約制)	18~39歳	健康課 ☎55-6800
成人歯科健診	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳	
特定健康診査・特定保健指導	市国民健康保険加入の40~74歳	
生活習慣病予防健診(短期人間ドック)	市国民健康保険加入の30~39歳	保険医療課 ☎76-8150
後期高齢者医療健康診査	後期高齢者医療制度に加入のかた	保険医療課 ☎76-8153

成人・高齢者の予防接種 ID:1742 健康課 ☎55-6800

詳細は、広報誌で

事業名	対象者
インフルエンザ	●65歳以上のかた ●60~64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
新型コロナ	
高齢者用肺炎球菌	●65歳のかた ●60~64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
带状疱疹(一部費用助成)	50歳以上のかた(令和6年4月1日以降に接種したものに限り)
風しん抗体検査(風しん追加的対策)	昭和37年4月2日~54年4月1日生まれの男性 ※対象のかたで、まだ検査を受けていない場合は、早めに受検しましょう。

健康づくり 健康課 ☎55-6800



元気まる測定 ID:1626

(株)タニタヘルスリンクのプログラムで、3カ月間にわたり、健康習慣を手に入れるためのお手伝いをします。まずは元気まる測定を受検し、生活習慣のアンケートと体力・身体測定を行い、「あなただけのプログラムシート」で自分の生活習慣に気付き、楽しみながら健康習慣を手に入れましょう。

とき 1コース 半日×全2回 対象者 18歳以上のかた

あたまの元気まる(脳の健康チェックテスト) ID:1601

専用機器をのぞき込むことで、目の動きから認知機能を評価し、認知症を予防するための健康づくりのアドバイスをを行います(結果説明を含め、20分程度・コース選択あり)。

とき 広報誌かホームページで ところ 保健福祉センター

対象者 40歳以上のかた(要支援・要介護認定を受けていないかた)

らくらく筋トレ体操 ID:1629

市オリジナルの、いすに座って簡単にできる筋力トレーニング。市内の公民館や集会所などで自主活動を実施しています。詳細は、健康課へ

対象者 40歳以上のかた



ID:1603

医療費助成制度

保険医療課 ☎76-8152



市では、福祉の増進を図るため、下記のかたを対象に保険診療に係る自己負担分の医療費助成を行っています。対象者や助成方法など詳細は、ホームページで

子ども医療

- 0～18歳に達する年度末までのかた※1

障害者医療

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害のかた
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症のかた
- 療育手帳AまたはB判定のかた
- 自閉症状群と診断されたかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたで、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた※2

母子・父子家庭医療(所得制限あり)

- 18歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない保護者(配偶者が重度心身障がい者の場合を含む)とその児童
- 父母のいない18歳に達する年度末までの児童

精神障害者医療

- 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた※3
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する疾患で、入院療養を受けているかた※4

指定難病患者等医療

- 特定医療費受給者証(指定難病)または特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちのかた※2

未熟児養育医療

- 医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児(退院後の申請は受け付け不可)

後期高齢者福祉医療

65歳以上75歳未満のかた

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 療育手帳A判定のかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた

75歳以上のかた

- 障害者医療、母子・父子家庭医療および精神障害者医療と同等の資格を有するかた(精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたは、通院も助成対象)
- 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯または要保護世帯のかたで、一定の要件を満たすかたなど

医療費助成制度は、皆さんが納めた税金で成り立っています。

適正受診を心掛け、入院などの医療費が高額となる場合は「限度額適用認定証」を取得してください。

※1 高校生世代のかたは、令和4年10月1日から入院に係る医療費を助成(令和3年4月1日～4年9月30日の入院費は申請により助成)

※2 入院費のみ助成

※3 当該疾患に係る通院費のみ助成

※4 当該疾患に係る入院費の2分の1のみ助成

権利や財産を守る身近な仕組み 成年後見制度 ID:1657

長寿課 ☎76-8143 福祉課 ☎76-8142

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を支援する制度

成年後見制度の種類

既に判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分なかたに代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて利用できます。

※成年後見制度に関する市民相談は、5ページ「相談・窓口」で



●A●長寿課 ☎76-8143 ●B●福祉課 ☎76-8142

A80歳以上のかた ID:1648

対象者	市内在住で、4月1日現在80歳以上のかた(●B●Cの助成を受けているかたを除く)
助成内容	次のいずれかを選択 ①市営バスあさびー号利用券／普通運賃相当額の利用券60枚を交付 ②タクシー利用券／基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚を交付 ③市営バスあさびー号利用券30枚とタクシー利用券12枚を交付 ●利用券の変更不可 ●②を選択したかたで、介護保険の要支援1以上と認定されている住民税非課税世帯に属するかたは、同利用券を12枚追加 ●いずれも年度途中で対象となったかたは交付枚数が異なる
申請方法	●直接(申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送
その他	4月2日以降に誕生日を迎え、10月1日現在で80歳のかたは、10月1日以降に半年分の利用券を交付。対象者には9月末に申請書を送付します。

B障がいのあるかた ID:1696

対象者	身体障害者手帳1・2級または下肢・体幹機能障害3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者(●A●Cの助成を受けているかたを除く)
助成内容	基本料金相当額(500円以内)のタクシー利用券36枚を交付
申請方法	●直接(各手帳を持参) ●郵送(各手帳の写しを添付)

Cリフトタクシー等移送サービス ID:1662

対象者	市内在住で、介護保険の要介護4・5の認定を受けている、または身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢および上肢機能障がいを除く)の1・2級のかたで、一般の公共交通機関を利用することが困難なため、特殊車両の利用を必要とするかた(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の入所者、●A●Bの助成を受けているかたを除く)
対象車両	市指定業者のリフトか患者搬送タクシー(車いす、ストレッチャー対応)
助成内容	利用券12枚(1回当たり4,000円以内)を交付
申請方法	●直接(①介護保険被保険者証または②身体障害者手帳、申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送(①または②の写しを添付)

共通事項

- 家族や介護支援専門員の代理申請も可
- 郵送での申請は、申請書と返信用の切手(手紙の基本料金+簡易書留料金)434円を貼った封筒(●Bおよび2人分の場合は444円)を同封してください(年度途中で郵便料金の改定があった場合は、改定後の金額を貼り付け)

来店不要で即口座開設! **せとしんアプリ**

1

来店不要

いつでも口座開設!
印鑑届出も不要です

2

通帳なし

通帳が無く記帳の手間なし!
紛失や盗難の不安も解消

3

スマホ申込

スマートフォンで24時間
お申し込みが可能!

4

お得な
振込手数料

個人向けwebサービス利用で
振込手数料がお得に!

瀬戸信用金庫

せとしんアプリ 詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

発見から保護までを安心・安全・迅速に

はいかい高齢者おかえり支援シール事業「どこシル伝言板」 ID:1667 長寿課 ☎76-8143

認知症などで行方不明になったかたの衣服などに貼られたラベル・シールの二次元コードを読み取ると、保護者などへ瞬時に発見通知メールが届きます。

準備すること 1 スマホのメールアドレスを用意 2 登録届の記入 3 ラベル・シールの貼り付け	24時間365日OK 夜間も伝言板(チャット形式)を通じて、発見者と保護者などとのやりとりが可能。事前登録した3人へ瞬時に発見通知メールが届きます。
個人情報表示なし 伝言板上でやりとりするため、個人情報が漏れる心配はありません。	声掛けをしやすく ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声を掛けるきっかけになります。

ラベル・シールの配布(事前に対象者の情報を登録する必要あり)

対象者	市内在住で、はいかひの恐れがある認知症高齢者(若年性認知症者を含む。施設入所中や長期入院中のかたを除く)
枚数	30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)
申し込み方法	●登録届(長寿課で配布)を記入し、直接 ●電話で(郵送する登録届を記入し、提出)
ラベル・シールの受け取り方法	長寿課へ直接

ラベル・シールを身に着けたかたを見かけたら

- ①本人の正面から優しく声を掛ける ②二次元コードを読み取る
 ③表示された本人情報を確認 ④可能であれば、伝言板に所在地などを入力



ご存知ですか 高齢者福祉サービス 長寿課 ☎76-8143

市では、全ての高齢者が健康で生きがいを持って過ごせるよう、さまざまな高齢者福祉サービスを行っています。

種類	内容	対象者
給食サービス ID:1665	週5回を限度(回数は対象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達	おおむね65歳以上の見守りが必要な1人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた
緊急通報装置の設置 ID:11487	緊急時や心身に不安を感じたときに通報・相談ができ、必要に応じてガードマンが駆け付ける。自己負担額は、月額340円(生活保護受給者と住民税非課税世帯のかたは無料)	満65歳以上の1人暮らし、または1人暮らしに準ずる世帯に属するかた
紙おむつの給付 ID:1664	月30枚(尿とりパッドは月60枚)まで給付	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
日常生活用具の給付など ID:1666	介護保険の給付対象外となる生活支援用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の給付	おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火などに配慮が必要な1人暮らしのかた

※利用料が必要な場合あり

尾張旭市管工事業協同組合

TEL. 0561-54-6666

(夜間・休日の緊急漏水 54-6232)

水まわりの設備工事は、信頼のおける地元管工事業協同組合加盟の市指定工事店におまかせください。

東海設備工業(株) (有)田中工業所
 (株)近衛組 (有)松尾設備工業
 (資)アサノヤ商店 (有)アオヤマ設備
 (株)神田 (有)藤丸設備
 瀬戸ガス水道(株) (株)山本工務店
 (株)KONOE



長寿課 ☎76-8143

姿勢改善や歩行を中心とした体操を行った後、店内で買い物をを行います。外出機会が減って筋力が低下したり、1人で買い物に行くのを不安に感じたりしているかたは、ぜひお申し込みください。

と き	毎週火曜日(祝日・店休日を除く)10:00~12:00
と ころ	イトーヨーカドー尾張旭店
対 象 者	市内在住の65歳以上で次の全てに該当し、自分で歩いて買い物をしたいかた ●外出機会が減り、筋力の低下を感じる ●歩いてスーパーなどに行くのが難しくなり、送迎に頼っている ●スーパー内では1人で買い物ができる ●現在通所サービスを利用していない
定 員	12人(先着。初めて参加するかたを優先)
費 用	1回200円(買い物代は自費)
申し込み方法	リハビリフィットネス長久手に電話(☎64-5745)で(平日8:30~17:30)
そ の 他	●店舗への問い合わせは不可 ●申し込みの際に簡単な質問あり ●1人21回(初回は無料体験)まで参加可

認知症カフェ「かたろ~な」に来てみませんか ID:1556



地域包括支援センター ☎55-0654 長寿課 ☎76-8143

かたろ~なは、認知症のかたやその家族、介護の専門職など地域の皆さんが集う場所です。どなたでも予約なしで参加できます。

名称	と き	と ころ
かたろ~な 三郷ふあんふあん	毎月第3金曜日 10:00~11:30	東部市民センター ふれあいホール
かたろ~な ケアラーズカフェ	5・10・2月の第2水曜日 10:30~15:00	中央公民館 1階
かたろ~な カフェうさぎ	毎月第2水曜日 10:00~11:30	特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭 (南栄町黒石48-1)
かたろ~な 平子ふあんふあん	毎月第4木曜日 10:00~11:30	コーヒーハウスひまわり (平子町中通279-2)

※飲み物代が必要

特殊詐欺対策装置の購入費を補助 ID:24153 市民活動課 ☎76-8128

高齢者を狙った特殊詐欺被害が多発しています。被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入費用の一部を補助します。

対 象 者	市内在住の、令和6年度末時点で65歳以上のかた
対象装置	次の機器のいずれか(令和6年4月1日以降に購入したもの) ●自動通話録音装置(固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器) ●着信拒否装置(固定電話に取り付け、着信を拒否または通知する機器) ●固定電話機(自動通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する機器)
補助金額	購入費の2分の1(1世帯につき1回限り。上限5,000円)
そ の 他	●電子申請可 ●申請の際は、購入費用が分かる書類が必要



※事前の手続きが必要です。

名称		内容・対象者など(所得制限や生活状況などで該当しない場合あり)
手帳	身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められたかた
	療育手帳	18歳以前に知的障がいがあると判定され、それが持続しているかた
	精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいがあり、日常生活などで制約のあるかた
手当	特別障害者手当	20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とするかた
	障害児福祉手当	20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするかた
	特別児童扶養手当	知的発達または精神、身体に障がいのある20歳未満の児童を養育しているかた ※詳細は、こども課で
	在宅重度障害者手当	在宅で身体障害者手帳1・2級のかた、重度知的障がい者(IQ35以下)のかた、身体障害者手帳3級かつ中度知的障がい者(IQ50以下)のかた ※平成20年4月1日以降に手帳を65歳以上で新規に取得されたかたを除く
	重度心身障害児介護手当	18歳未満の1・2級の重度身体障がい児または重度知的障がい児(IQ35以下)の介護者
医療費の援助	<ul style="list-style-type: none"> ●更生医療／身体障害者手帳を持つ18歳以上で、身体機能の回復を図るために必要な医療費の給付 ●育成医療／18歳未満で、生まれつきの障がいや疾患などについて、生活能力を得るために必要な医療費の給付 ●精神通院／精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を給付 	
日常生活の支援	補装具費の給付	身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具の購入・修理に必要な費用を給付
	日常生活用具の給付	身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付
	紙おむつの給付	療育手帳A・B判定をお持ちのかたで紙おむつなどが必要な場合に、月30枚程度給付(尿とりパッドは月60枚程度給付)
交通・社会生活などの支援	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳をお持ちのかたが運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成(免許取得後6カ月以内に申請が必要)
	自動車改造費助成	運転免許証の「免許の条件等」が付された身体障害者手帳をお持ちのかたで、就労などに伴い自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合に費用の一部を助成(所得制限あり)
	移送サービス助成	詳細は、13ページで
	タクシー料金助成	詳細は、13ページで
	有料道路通行料の割引	障がい者自ら運転または介護者の運転により、有料道路を利用する際の通行料を割引
その他の福祉サービス	NHK放送受信料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ●全額減免／身体・知的・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税 ●半額減免／世帯主が視覚・聴覚障がい者、1・2級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者のいずれか
	介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援、共同生活援助(グループホーム)
	障害児通所給付	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴

4月1日から「合理的配慮の提供」が義務化 障害者差別解消法 ID:1710

福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749

これまで事業者による障がいのあるかたへの「合理的配慮の提供」について努力義務とされていたものが、「義務化」されます。「合理的配慮の提供」とは、事業者や行政機関などに障がいのあるかたから、社会の中にあるバリア(障へき)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととされています。

具体的な例

- 聴覚障がいのあるかたに筆談でコミュニケーションを行う
- 飲食店で備え付けのいすを片付けて車いすのまま利用できるようにする

障がい者差別に関する相談窓口

- 福祉課 ● 市障がい者基幹相談支援センター(☎76-8140、FAX.53-2280)

高齢者と障がい者を虐待から守ろう ID:高齢者/1656 ID:障がい者/1691

どんな行為が虐待なの?

身体的虐待	暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

見逃さないで! 虐待のサイン

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる ● 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 収入などがあることは明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居や衣服などが非衛生的になっている ● 自宅から本人や家族などの悲鳴や怒鳴り声などが聞こえる
- 訪問しても会えない、家族が面会を嫌がる ● 無気力、諦め、投げやりな様子

相談窓口(匿名可、秘密厳守)

- 高齢者の虐待 ● 長寿課 ☎76-8143 ● 地域包括支援センター ☎55-0654
 障がい者の虐待 ● 福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749
 ● 市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

市役所ロビーで開催 あさぴー福祉市場 ID:1704 福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749

毎月第2・4木曜日 10:30~13:00

障がい者の事業所が作成したお弁当、お菓子、シイタケや雑貨などを販売します。ぜひ、お立ち寄りください。

免許返納 解約特約付き **かえせ〜3** 0円
 お申込み お客さま負担
 車のことなら何でもお任せください!
 ● スズキ副代理店 / KOALA CLUB 尾張旭店 ●
門前自動車販売
 ☎(0561)54-6131
 Open/am10:00~pm7:00
 〒488-0032 尾張旭市晴丘町池上122-1
 解約時に必要となる「中途解約金」の心配がありません! 詳しくは当店まで! 門前自動車販売HP

ID:1523

高齢者運転免許証の 自主返納を支援 します



市民活動課 ☎76-8128

70歳以上で運転免許証を自主返納したかたに、自転車用ヘルメットやリュックサックなどの交通安全グッズ、尾張あさひ苑優待券(2千円分)、市営バス回数券(1冊11枚つづりを2冊)のいずれかを進呈

手続きの流れ

①有効期限内の運転免許証を最寄りの警察署(平日9:00~11:00、13:00~15:00)か尾張旭幹部交番(祝日を除く水曜日10:00~12:00)で返納

②手続き後60日以内に身分証明書と①で交付される取消通知書を持参し、市民活動課で申請

その他 県警察では、「高齢者交通安全サポート制度」があり、運転経歴証明書を提示すると、市内でもタクシー運賃の割引やさまざまな店舗で特典が受けられます。詳細は、県警察ホームページで

判断能力に不安のあるかたに 日常生活自立支援事業

市社会福祉協議会 ☎54-4540

●福祉サービスの利用援助(利用料の支払い、手続きの援助) ●日常的な金銭管理(生活費の出し入れ、公共料金の支払い) ●通帳や印鑑などの預かり

対象 認知症、知的・精神障がいなどにより、契約などの判断やお金の出し入れ、書類の管理などに不安のあるかた

費用 1回1,200円(通帳や印鑑などの預かりは年間3,000円)

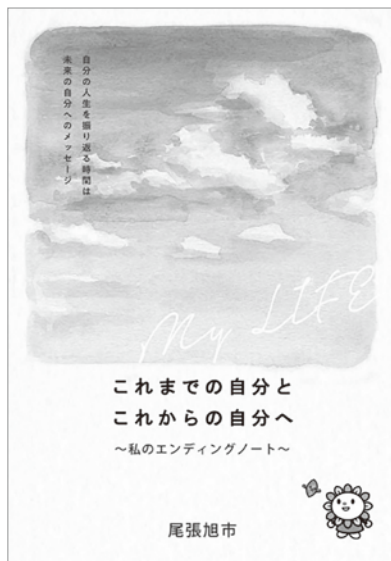
ID:28692

エンディングノートを ご活用ください

長寿課 ☎76-8143

やっておきたいこと、やっておかなければいけないと思うことなど、自分の思いを書き記すことで、万一のことが起こったときに、周りの大切な人たちにその思いを伝えることができます。

ところ 長寿課、多世代交流館いきいき(随時配布)



ID:1663

高齢者世帯などの調査に ご協力を

長寿課 ☎76-8143

高齢者の状況を把握し、緊急時の対応などに役立てるため、9~11月ごろに訪問調査を行います。お住まいの地区の担当民生委員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

対象 おおむね70歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯など

ID:1644

シニアクラブの 会員募集



長寿課 ☎76-8143

活動内容

カラオケ・グラウンドゴルフ・らくらく筋トレ体操・健康マージャンなど(市内16カ所で活動)

対象 おおむね60歳以上のかた

在宅等訪問歯科診療

健康課 ☎55-6800

歯科医療機関で通院治療を受けることができないかたは、訪問歯科診療が受けられます。

診療内容

診察、むし歯・歯周病の治療、入れ歯の修理、口腔衛生指導など

対象 施設または在宅の寝たきり高齢者、心身障がい者など通院することができないかた

費用 実施した治療に対する治療費

申込方法 電話か直接



ID:1598

ピアランスケア支援事業

健康課 ☎55-6800

対象 がん治療を受けた、または受けているかたで、治療による脱毛、外科的治療などにより乳房の変形に対する補整具を購入しているかた

助成額 がん患者の医療用補整具の購入費の2分の1以内(上限2万円)

申請方法 申請書(健康課かホームページで)、領収書、がん治療を受けたことが分かる書類(治療に関する計画書、お薬手帳など)を直接(補整具購入日から1年以内に申請)

ID:1637

骨髄移植ドナー助成制度

健康課 ☎55-6800

対象 (公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で①骨髄などを提供した市民(ドナー) ②提供者(ドナー)が勤務する事業所

助成額 通院または入院1日につき①2万円 ②1万円(いずれも7日を上限。骨髄などの提供日から1年以内に申請)

ID:1636

禁煙外来治療費 助成制度

あさひ健康
マイスター
おたけつ
おたけつ

健康課 ☎55-6800

健康保険適応となる禁煙外来治療を受け、治療修了証の交付を受けたかたに、治療費の2分の1(上限1万円)を助成

対象 事前届出時および治療完了時に市民のかた

申請方法 治療開始前と後に申請書を直接

その他 助成を受けたかたに、歯科健診無料クーポン券を交付

ID:2677

ヒアリンググループ機器を 貸し出します

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

ヒアリンググループは、音声などを補聴器に直接送り込むための機器で、磁気コイル付きの補聴器・受信機・人工内耳で音声信号として聞くことができます。

対象 ●市内在住の聴覚障がい者と難聴者 ●市内所在の聴覚障がい者団体と難聴者団体 ●市内所在の聴覚障がい者と難聴者に対する支援団体 ●市内所在の公共または公益活動を行う団体 ●市内で開催する催事の主催者 ●その他必要と認められるかた

申込方法 事前に相談の上、貸し出し希望日の14日前までに申込書をファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

災害時に備えた ストーマ用装具の保管

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

災害時に住居が被災などして、自己所有のストーマ用装具の持ち出しができなくなる場合に備えて、ストーマ用装具(1週間程度の使用量)を一時的に保管できます。

ところ 保健福祉センター(災害時の福祉避難所)

対象 市内在住のストーマ用装具を使用している身体障害者手帳をお持ちのかた

ID:1703

軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

対象 市内在住の18歳未満で、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴のかた

主な要件 ●原則両耳とも聴力レベルが30デシベル以上 ●所得制限などあり

助成額 補聴器の購入などに要する費用と算定基準に定める額のいずれか低い方の3分の2

申請方法 購入前に申請書(福祉課かホームページ)に必要書類を添えて直接

ID:1708

手話通訳者・要約筆記者を 派遣します

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

聴覚障がい、音声言語機能障がいのかたが、通訳などを必要とする場合に派遣します。

派遣対象 公共機関の相談・手続き、医療機関の受診、就職活動や学校の面談など、社会生活や日常生活において外出が必要なとき(政治・宗教・営業活動や娯楽での利用不可)

申請方法 申請書(福祉課かホームページ)を利用日の7日前までにファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

ID:ヘルプマーク/1484

ヘルプカード/2678

ヘルプマーク・ヘルプカード を配布しています

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

配布場所 福祉課

対象 身体・知的・精神などに障がいのあるかた、難病のかた、その他支援を必要とするかた(手帳の有無は問いません)

その他 郵送による配布は不可。1人につきヘルプマーク1個、ヘルプカード1枚まで



女性弁護士が相談に乗ります。

離婚

交通事故

初回相談

相続

借金

無料です



尾張旭駅前法律事務所

(市役所南側すぐ)
平日10:00~17:00

TEL: 0561-76-3847